

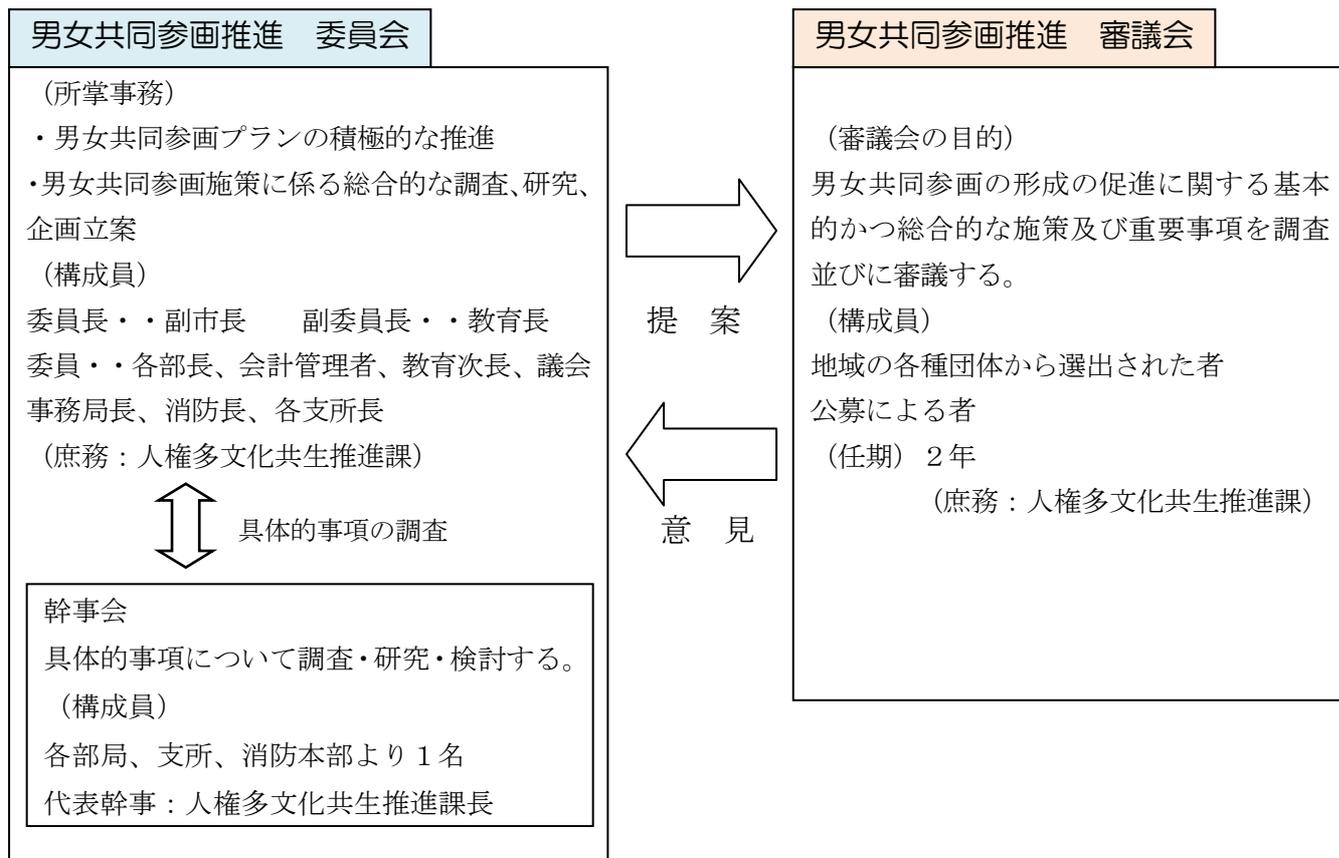
# 資料

---

## 1 策定の経過

と き	内 容
平成28（2016）年9月20日 12月2日 12月13日 12月21日	男女共同参画に関わるアンケート調査の実施 第1回男女共同参画推進審議会 （第2次プラン策定の趣旨、アンケート意見分析及び意見提案等） 第1回男女共同参画推進委員会幹事会 （第2次プラン策定に関する取り組み状況、アンケート結果、基本方針、施策展開等について協議） 庁舎内幹部会議においてアンケート調査結果及び第2次プラン策定の取り組み状況を報告
平成29（2017）年1月10日 1月16日 1月24日 1月30日 2月6日 2月10日 2月15日～24日 2月28日 3月6日 3月10日 2月10日～3月31日 2月18日・3月26日	第2回男女共同参画推進委員会幹事会 （第2次プラン素案検討） 第1回男女共同参画推進委員会 （第2次プラン素案検討） 第2回男女共同参画推進委員会 （第2次プラン素案検討） 第3回男女共同参画推進委員会幹事会 （第2次プラン素案検討） 第3回男女共同参画推進委員会 （第2次プラン素案検討） 第2回男女共同参画推進審議会 （第2次プラン素案審議、意見提案等） 第2次プランに係るパブリックコメント受付 第4回男女共同参画推進委員会幹事会 （審議会意見の具体的施策反映について） 第4回男女共同参画推進委員会 （審議会意見の具体的施策反映について） 第3回男女共同参画推進審議会 （審議会意見の具体的施策反映について） 男女共同参画推進パネル展の開催（啓発事業） 講演会の開催（啓発事業）

## 2 計画策定体制



## 3 安芸高田市男女共同参画推進審議会委員名簿

役職	委員名	所 属 等	性別
会 長	坂東 素子	学識経験者	女性
副会長	毛利 宣生	三次人権擁護委員協議会安芸高田市部会	男性
委 員	中井 純子	安芸高田市社会教育委員会会議	女性
〃	岡田 千里	安芸高田市まちづくり委員会	女性
〃	福田 美恵子	安芸高田市社会福祉協議会	女性
〃	沖本 由利子	安芸高田市民生委員児童委員協議会	女性
〃	後藤 隆	広島北部農業協同組合	男性
〃	作田 文江	J A広島北部女性部	女性
〃	上松 洋子	安芸高田市商工会女性部	女性
〃	坂本 守夫	安芸高田市工業会	男性
〃	山本 章博	公 募	男性

## 4 安芸高田市男女共同参画推進委員会委員名簿

推進委員会	
委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	総務部長
〃	企画振興部長
〃	市民部長
〃	福祉保健部長
〃	産業振興部長
〃	産業振興部特命担当部長
〃	建設部長
〃	会計管理者
〃	消防長
〃	八千代支所長
〃	美土里支所長
〃	高宮支所長
〃	甲田支所長
〃	向原支所長
〃	議会事務局長
〃	教育次長
〃	保健医療課長
〃	農業委員会事務局長
〃	人権多文化共生推進課

幹事会	
代表幹事	人権多文化共生推進課
幹事	総務部 総務課長
〃	企画振興部 政策企画課長
〃	市民部 環境生活課長
〃	福祉保健部 社会福祉課長
〃	産業振興部 地域営農課長
〃	建設部 管理課長
〃	消防本部 消防総務課長
〃	八千代支所長
〃	美土里支所長
〃	高宮支所長
〃	甲田支所長
〃	向原支所長
〃	議会事務局次長
〃	教育委員会 教育総務課長
〃	農業委員会 事務局長
〃	監査委員会 事務局長

## 5 安芸高田市男女共同参画推進条例

(平成21年3月19日条例第8号)

### 目次

第1章 総則(第1条－第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条－第16条)

第3章 安芸高田市男女共同参画推進審議会(第17条・第18条)

附則

安芸高田市は、中国山地のなだらかな山々に囲まれ、緑と清流が美しい豊かな自然環境に恵まれた、農業を中心として発展してきた地域である。また、戦国時代の武将・毛利氏の居城である郡山城などを中心とした歴史的資源や、神楽や花田植といった郷土芸能などを継承し、地域特有の文化を育んできた。

21世紀を迎え、少子高齢化、国際化及び高度情報化が急速に進展する中で、豊かで活力ある社会

を築くためには、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が大変重要である。

また、住民と行政の協働のまちづくりをすすめる、本市の将来像「人 輝く・安芸高田」の実現のためには、男女共同参画は欠かせない要件の1つであり、これまでも様々な取り組みを行ってきた。

しかし、社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行が根強く残っており、男女共同参画社会の実現には多くの課題があるのが現状である。

「人 輝く・安芸高田」があらわす、だれもが豊かで生き生きと暮らせる地域を実現し、未来に引き継いでいくために、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が自らの意思と責任の下に個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女が、それぞれの特性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、互いの意思が尊重され、健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調してこれに取り組むこと。

### (性別による人権侵害の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメン

トその他の人権を侵害する性的な言動や性的暴力を行ってはならない。

- 3 何人も、その配偶者その他の家族の構成員に、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### [第3条]

- 2 市は、男女共同参画の推進に、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に、積極的に取り組むものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と、子育てや介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定したとき又は変更したときは、これを公表するものとする。

(行政の男女共同参画の推進)

第9条 市は、市の政策及び方針の決定過程に男女共同参画を図るため、次の各号に掲げるものについて、一方の性に著しく偏ることのないように努めるものとする。

- (1) 市の執行機関である委員会の委員並びに市の政策及び方針の決定等に係る審議会等の委員その他の構成員

(2) 市の管理職等

- 2 市は、職員の性別によって、次のような格差を生じさせないように努めなければならない。

- (1) 性別によって職域が固定的に決定されること。
- (2) 性別によって能力開発の機会を均等に与えられないこと。

- 3 市は、子育てや介護等の家庭生活における活動を支援する制度について、職員が性別にかかわらず活用しやすい環境をつくるよう努めるものとする。

(男女共同参画に係る啓発及び広報活動の実施)

第10条 市は、市民及び事業者が、男女共同参画の推進について理解を深めるため必要な啓発活動及び広報活動を行う。

(男女共同参画に係る教育の実施)

第11条 市は、市民が、男女共同参画について関心を持ち、理解を深めることができるようにするため、その教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(苦情又は相談への対応)

第12条 市は、第4条第1項から第3項までの規定に反する行為その他男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けた場合は、関係機関との連携を図りながら適切に対応するものとする。

する。

[第4条第1項] [第3項]

(仕事と家庭生活等の両立支援)

第13条 市は、男女が共に、仕事と、家庭生活における活動その他の活動とを両立することができるよう、子育てや介護等の支援を行うものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画への取組み(積極的改善措置を含む。)が促進されるよう、必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行い、男女共同参画施策その他の施策に反映させるよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 安芸高田市男女共同参画推進審議会

(安芸高田市男女共同参画推進審議会)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査並びに審議するため、安芸高田市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び運営)

第18条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の性の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。ただし、市民のうちから市長が委嘱する委員の一部については、公募により決定するものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、これを妨げないものとする。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 6 用語説明

用 語	説 明
女性活躍推進法	<p>国・地方公共団体、301人以上の大企業は、（１）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（２）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（３）自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません（300人以下の中小企業は努力義務）。また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。</p>
パブリックコメント	<p>行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。</p>
子育て支援センター	<p>子育て支援のための地域の総合的拠点のこと。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う。</p>
ライフステージ	<p>人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。</p>
光ファイバーによるブロードバンドサービス	<p>ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブルで、高速・大容量のデータ通信を実現するネットワークサービス</p>
ワークライフバランス	<p>やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。</p>
参加学習型プログラム	<p>学習者が、単に受け手や聞き手としてではなく、その学習過程に自主的に協力的に参加することをめざす学習方法</p>
子育て「コーチング」	<p>子どもに質問しながら、その人の潜在能力や問題の解決策を自主的に引き出し、人材開発を進める技術。</p>

用語	説明
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の発達を促す教育のこと。
ブックスタート事業	赤ちゃんのいる家庭に絵本をプレゼントして、絵本をきっかけに親子で楽しい時間を過ごしてもらおうという活動。イギリスで始まった活動で、日本でも取り入れられている。
フォローアップ	ある事柄を徹底させるために、あとあとまでよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。
働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま	広島県内の経済団体・労働団体・行政等が一丸となって、県内企業における「働き方改革」や「女性活躍の促進」に向けた機運を醸成するとともに、企業の取り組みを促進するため設置された組織。
イクボス同盟ひろしま	子育て期の男性の長時間労働、育児・家事時間の短い現状を変えるため、男性の育児参画を応援し、働き方の見直しに取り組む企業経営者で構成する企業経営者の同盟。
次世代育成支援対策推進法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めた法律
フレックスタイム制	労働者が一定の定められた時間帯の中で労働の始期と終期を自由に決定できる労働時間制
パワーハラスメント	職場内の人間関係において発生する、いじめや嫌がらせ。上司が部下に対して行うものや、高い職能をもつ者がそうでない者に対して行うものなど。
ジェンダーフリー	従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に、自らの能力を生かして自由に行動・生活できること。